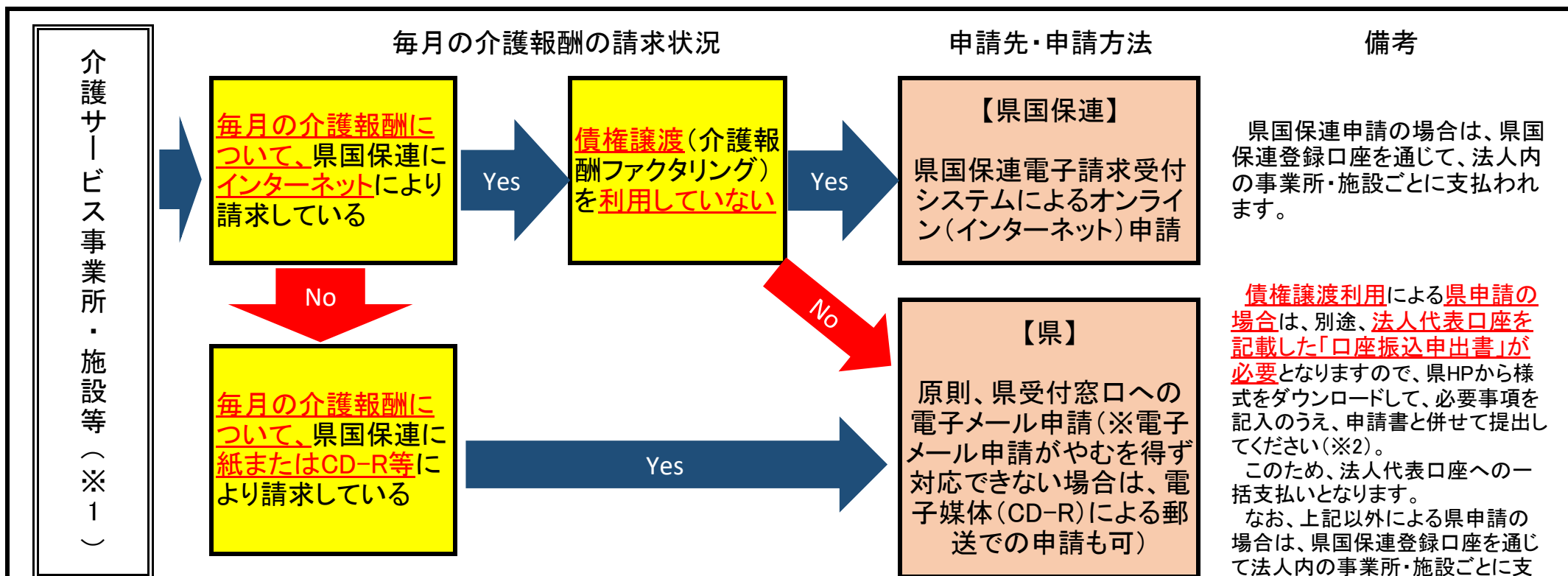


令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設等の感染防止対策支援
事業費補助金【申請（請求）先・申請（請求）方法等：フローチャート】

【留意事項】

- ① 申請（請求）は、法人単位での申請（対象期間3か月分をまとめたの原則1回限り）となります。
- ② 法人内の各介護サービス事業所・施設等においては、毎月の介護報酬について、県国保連に請求されていますが、今回の標記補助金の申請（請求）については、毎月の介護報酬請求の形態によって、申請先が異なります。
以下のフローチャートにより、法人内の各介護サービス事業所・施設等の申請（請求）先が、県国保連または県のどちらになるのか、必ず確認してください。



（※1） 交付要項別表に掲げる1～56に該当する介護サービス事業所・施設等

（※2） 申請者（法人代表者）と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要となります。県HPから様式をダウンロードし、委任者押印のうえ、別途、郵送にて提出してください。

- 例）A法人内に以下の5事業所（B～F事業所）がある場合で、上記フローチャートに基づき整理すると、
- B、C事業所（毎月の介護報酬請求は国保連に電子申請で行っている。債権譲渡利用なし。） ⇒ 申請先：県国保連
 - D、E事業所（毎月の介護報酬請求は国保連に電子申請で行っている。債権譲渡利用あり。） ⇒ 申請先：県
 - F事業所（毎月の介護報酬請求を紙またはCD-R等により行っている。） ⇒ 申請先：県

上記の場合、法人単位で2つの申請（請求）書を作成し、それぞれの申請先に申請する必要があります。